

判決年月日	平成24年9月19日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成24年（行ケ）10022号		

○靴収納庫用棚板及び靴収納庫の考案において、引用考案の前方の棚パイプは、本件考案と同様に、パレット状棚部材を支持し、床面とパレット状棚部材との間に隙間を生じさせているものであるということが出来るから、引用考案において、上記効果を奏する構成として、前後2つの棚パイプを採用するか、一方の棚パイプについて、周知技術であり、棚板の支持体の構成として一般的な構成ともいうべき固定脚の構成を採用することは、当業者にとってきわめて容易であるものということが出来るとして、これと異なる審決の判断に誤りがあるとした事例

（関連条文）実用新案法3条2項

本件は、原告が、考案の名称を「靴収納庫用棚板及び靴収納庫」とする考案に係る実用新案登録に対する原告の無効審判の請求について、特許庁が同請求のうち請求項3に係る本件考案についての請求は成り立たないとした本件審決の取消しを求める事案である。

本判決は、次のとおり判示するなどして、本件考案は、引用考案及び周知技術に基づいて、当業者がきわめて容易に考案をすることができたものというべきであるとして、原告の請求を認容した。

「引用例によると、引用考案は、靴を載せるパレット状棚部材の前後に棚パイプが懸架されている構成を有しているところ、当該構成は、収納する靴の寸法や形状に応じて棚パイプの位置を変更するとともに、パレット状棚部材を載置することによりこれを支持するものである。なお、引用考案は、2本の棚パイプが左右側板に懸架されたものであるところ、本件考案は、靴収納庫用棚板に係る考案であり、横棧部材を保持するための具体的構成に係る考案特定事項は存在しないから、引用考案において横棧部材に相当する棚パイプと左右側板との懸架について、2本の棚パイプによる構成を重視し、当該構成に限定する必要性は乏しい。

また、引用考案においては、前方の棚パイプに掛合しているパレット状棚部材と下方に収納した靴の靴底が接触している床面（引用考案の実施品の設置場所として想定される玄関などの床面）との間に隙間が存在しているところ、下方に収納した靴を取り出す場合、パレット状棚部材を掴み、同部材を跳ね上げた上で下方に収納した靴を取り出すことも可能である。

そうすると、引用考案においても、前方の棚パイプは、本件考案と同様に、パレット状棚部材を支持し、床面とパレット状棚部材との間に隙間を生じさせているものであるということが出来るから、引用考案において、上記効果を奏する構成として、前後2つの棚パイプを採用するか、一方の棚パイプについて、周知例1ないし3において開示されており、しかも、棚板の支持体の構成として一般的な構成ともいうべき固定脚の構成を採用することは、当業者にとってきわめて容易であるものということが出来る。」